

軽自動車税（種別割）について

軽自動車税（種別割）は毎年4月1日現在の所有者に課税されます。廃車・譲渡・盗難等により登録の軽自動車を所有しなくなった場合は、3月末日までに廃車手続きが必要です。手続きが遅れますと、令和3年度も課税されることがありますので、ご注意ください。納税通知書は、毎年5月上旬に発送しています。

税 額

平成28年度課税から、最初の新規検査から13年経過した三輪・四輪の軽自動車について、重課税が導入されました。

※令和3年度課税の重課対象➡

平成20年3月31日以前に最初の新規検査をした車両（自動車検査証に記載されている初度検査年月が「平成20年3月」以前）

【お問合せ】 税務課 税務グループ

☎63-1111 内線132~134

車 種 内 容		税 額	
原 付	一種（50cc以下）	2,000円	
	二種（90cc以下）	2,000円	
	二種（125cc以下）	2,400円	
軽 自 動 車	二 輪	3,600円	
	三 輪	3,900円	
	四 輪	乗用（自家用）	10,800円
		貨物（自家用）	5,000円
		乗用（営業用）	6,900円
貨物（営業用）	3,800円		
ポート・トレーラー		3,600円	
二輪の小型自動車		6,000円	
小 型 特 殊	農 耕 用	二輪	2,400円
		四輪（1,000cc以下）	3,000円
		四輪（1,000cc超）	3,900円
	そ の 他		5,900円
ミ ニ カ ー		3,700円	

島崎城跡を守る会より 活動の報告

「島崎城跡を守る会」は、城跡の環境保全美化を目指して、草刈り等を毎月第3日曜日に実施しています。また、11月24日（火）、会員の皆さんが島崎城跡駐車場から城内への階段を設置し、城内中心部へ行きやすくなりました。是非城内を散策してみてください。

お城に興味があり、一緒に活動したい方は、ご連絡をお願いします。



【階段設置作業の様子】



【島崎城跡駐車場階段】

【入会申込み先】 島崎城跡を守る会 会長 山口 晃男 ☎64-5765